

# 肉用牛肥育経営安定交付金制度

## 登録生産者の皆さんへ

令和2年8月販売肥育牛の牛マルキン交付金単価（概算払）が下表のとおり公表されました。生産者の皆様方におかれましても、肉用牛肥育経営安定交付金制度の意義と実状をご理解いただきご協力をお願いいたします。

### 1頭あたり（令和2年8月販売牛）

（単位：円／頭）

肉用牛肥育経営安定交付金制度	肉専用種 （静岡県）	交雑種	乳用種
標準的販売価格 (A)	1,047,131	656,939	449,173
うち 主産物価格 $a \times b$	1,039,170	650,748	444,080
枝肉市場価格(円/kg) a	2,010	1,281	976
枝肉重量(kg) b	517	508	455
標準的生産費 (B)	1,167,369	827,024	506,525
うち もと畜費	687,829	446,006	230,328
うち 飼料費	297,523	277,760	207,219
うち 労働費	78,699	39,749	24,940
差額(C) = (A) - (B)	△120,238	△170,085	△57,352
交付金単価 (D) = (C) × 0.9	※81,160.65	153,076.5	51,616.8
<b>暫定交付金単価(概算払)(D) - 4,000</b>	<b>※78,160.65</b>	<b>149,076.5</b>	<b>47,616.8</b>

※肉専用種においては積立金が不足しており、6月分以降国費分のみを支払となっていることから、交付金単価の4分の3相当額を表示

※ インターネット環境のある皆さんは

「Alic 牛マルキン 交付金単価」で検索いただくと詳細の確認ができます。

<http://www.alic.go.jp/> から

☆牛マルキンの肥育牛申込は14ヶ月齢までに。  
☆改良センターへの転入、転出届けと牛マルキンへの販売、削除報告は速やかに行いましょう。